

《関係法令》法第 21 条、24 条の 4 第 2 項、一般則第 42～44 条、58 条、
液石則第 42～44 条、56 条、冷凍則第 29 条、30 条

1 説明

高圧ガスの製造、貯蔵、消費、販売事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

2 申請時期

廃止後、遅滞なく届け出てください。

3 様式及び添付書類例

様式 第一・二種製造者...一般則 様式第 2 4、液石則 様式第 2 3、
冷凍則 様式第 1 6

第一・二種貯蔵所...一般則 様式第 2 5、液石則 様式第 2 4

特定高圧ガス消費者...一般則 様式第 3 1、液石則 様式第 3 0

販売業者...一般則 様式第 2 6、液石則 様式第 2 5、
冷凍則 様式第 1 7

○ 添付書類例

- ・製造の廃止は、製造廃止したことが分かる書類（冷凍設備は冷媒を回収したことが分かる書類。その他は撤去したことが分かる写真等）

4 手数料

なし。

5 記入例

「別紙 記入例」のとおり。